

★申請についての注意事項

有効期間内の申請

下記のいずれかに該当する方は、有効な旅券を返納し、新たな旅券に切り替えることができます。

(ただし、残りの有効期間は切り捨てとなります)

- 旅券の残りの期間が1年未満になった場合
- 氏名・本籍の都道府県名など記載事項に変更が生じた場合(今お持ちの旅券と有効期間満了日が同じになる残存有効期間同一旅券の申請もできます)
- 旅券査証欄の余白がなくなった場合(今お持ちの旅券と有効期間満了日が同じになる残存有効期間同一旅券の申請もできます)
- 旅券を著しく損傷した場合

受 領

- 旅券の受領には、**必ず申請者本人**がおいでください。代理受領はできません。
- 申請した旅券は6か月以内に必ず受領してください。受領しない場合は失効します。
- 現在お持ちの有効な旅券(パスポート)を必ずお持ちください。お持ちいただかないと、新しい旅券をお渡しいたすことができません。

手数料

手数料は受領の際に岡山県収入証紙及び収入印紙で納付していただきます。
(令和5年10月の岡山県収入証紙販売終了以降の納付方法は、別途ご案内いたします)

種 類	岡山県収入証紙	収入印紙	合 計
10年有効旅券	2,000円	14,000円	16,000円
5年有効旅券(申請時12歳以上)	2,000円	9,000円	11,000円
5年有効旅券(申請時12歳未満)	2,000円	4,000円	6,000円
上記以外の旅券	2,000円	4,000円	6,000円

※申請した旅券を受け取らず、その旅券が失効した場合、失効から5年以内に再度申請する際の手数は通常より高い手数料となります。

★事前にお問い合わせください

■ 次の場合は、他の書類の提出を求める場合等がありますので、事前に市町村旅券窓口にお問い合わせください。

- 居所で申請する場合(居所に居住していることが確認できる書類 等)
- ヘボン式以外のローマ字による氏名表記を希望する場合

■ 次の場合は、外務省の審査を受ける必要がありますので、事前に岡山県県民生活部国際課海外渡航班(TEL.086-256-1000)にお問い合わせください。

- 刑罰等関係欄に該当のある方の旅券を申請する場合

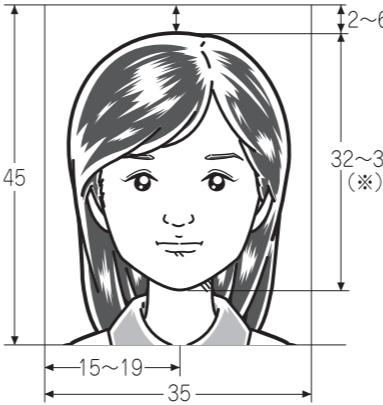
★旅券窓口のご案内

※緊急発給(海外で親族が事故に遭った等の理由により緊急に旅券が必要な場合)・早期発給については、岡山県県民生活部国際課海外渡航班(TEL.086-256-1000)にお問い合わせください。

旅券(パスポート)の申請案内

住所又は居所の所在地を管轄する市町村の旅券窓口申請してください。

申請に必要な書類

1. 一般旅券発給申請書 1通 (記入例は次ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ●18歳以上の方は10年用と5年用のどちらかを選んで記入してください。 ●18歳未満の方は5年用しか申請できません。 				
2. 戸籍謄本 1通 (発行日から6か月以内の原本)	<ul style="list-style-type: none"> ●家族で同時に申請する場合で戸籍が同一の場合は戸籍謄本を1通とすることができます。 ●「有効期間内の申請」で旅券の氏名、本籍の都道府県名及び性別に変更がない場合は戸籍謄本の提出は省略できます。ただし、申請書の本籍欄には地番まで記入する必要があるため、正確な本籍を把握しておいてください。 				
3. 写 真 1枚 *提出された写真がそのまま旅券に転写されます。規格を満たした写真を申請書に貼らずにお持ちください。 (単位: mm)  ※顔の寸法は、頭頂からあごまでです。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 申請者本人のみが正面を向いて撮影されたもの 2. 6か月以内に撮影されたもの 3. ふちなしで、左図の各寸法を満たすもの 4. 無帽であるもの 5. 背景(影を含む)がないもの 6. 輪郭が露出しているもの 7. 目の周辺に、髪の毛・メガネ等の一部(影を含む)がかかっているもの <p>不適当な写真は、出入国の際に不利益を被る可能性があります。</p> <p>不適当な写真の例(次のような写真は撮り直しをお願いすることとなります)</p> <ul style="list-style-type: none"> ×写真にキズや汚れのあるもの、不鮮明なもの、変色のおそれがあるもの ×背景と人物の境目が分かりにくいもの、椅子等背景があるもの ×表情が平常と著しく異なるもの(例えば、口を開き歯が必要以上に見えているもの) ×カラーコンタクトレンズ・瞳のフチを広げるコンタクトレンズを装着したもの ×メガネのレンズに光が反射しているもの、フレームが目にかかっているもの ×サングラス・マスク・イヤリング・前髪・ヘアバンドなどで顔の器官や頭部が隠れているもの ×画質の劣るもの(粒子の粗いもの) ×画像修正・左右反転加工しているもの <p>※詳しくは外務省HP「パスポート申請用写真の規格」をご参照ください。</p>				
4. 本人確認のための書類 有効な原本 (写しは不可) * 本人確認書類の氏名、生年月日、住所、本籍等は戸籍や住民登録の内容と一致するものに限りです。 * 小学生以下のお子様の申請で、右のものをお持ちでない場合、親権者の身元確認書類を右に準じてお持ちください。 * いずれの書類も提示できない方は、事前にお問い合わせください。 * 代理提出する場合は、申請者本人と代理人、それぞれの本人確認書類が必要です。	<ol style="list-style-type: none"> ① 1つでよいもの <ul style="list-style-type: none"> □ 日本国旅券(失効後6か月以内のものを含む。ただし、氏名・本籍に変更がある場合は戸籍謄本で変更の経緯が確認できること) □ 運転免許証 □ 船員手帳 □ 海技免状 □ 小型船舶操縦免許証 □ 猟銃・空気銃所持許可証 □ 戦傷病者手帳 □ 宅地建物取引士証 □ 電気工事士免状 □ 無線従事者免許証 □ 認定電気工事従事者認定証 □ 特種電気工事資格者認定証 □ 耐空検査員の証 □ 航空従事者技能証明書 □ 運航管理者技能検定合格証明書 □ 動力車操縦者運転免許証 □ 教習資格認定証 □ 警備業法第23条第4項に規定する合格証明書 □ 個人番号カード(マイナンバーカード) □ 写真付き身体障害者手帳(写真貼替え防止がなされているもの) □ 運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの) ② 2つ必要なもの(①の書類がない場合。ア欄とイ欄から各1つずつ、またはア欄から2つ) <table border="1" data-bbox="2003 1564 2864 1837"> <tbody> <tr> <td data-bbox="2003 1564 2062 1837">ア</td> <td data-bbox="2062 1564 2864 1837"> <ul style="list-style-type: none"> □ 健康保険、国民健康保険若しくは船員保険等の被保険者証 □ 介護保険被保険者証 □ 共済組合員証 □ 後期高齢者医療被保険者証 □ 国民年金手帳 □ 基礎年金番号通知書 □ 国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書 □ 共済年金若しくは恩給等の証書 □ 印鑑登録証明書(発行日から6か月以内の原本)及び実印(申請書への押印が必要です) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2003 1837 2062 1900">イ</td> <td data-bbox="2062 1837 2864 1900"> 学生証、会社の身分証明書若しくは公の機関が発行した資格証明書で写真を貼り付けたもの </td> </tr> </tbody> </table> 	ア	<ul style="list-style-type: none"> □ 健康保険、国民健康保険若しくは船員保険等の被保険者証 □ 介護保険被保険者証 □ 共済組合員証 □ 後期高齢者医療被保険者証 □ 国民年金手帳 □ 基礎年金番号通知書 □ 国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書 □ 共済年金若しくは恩給等の証書 □ 印鑑登録証明書(発行日から6か月以内の原本)及び実印(申請書への押印が必要です) 	イ	学生証、会社の身分証明書若しくは公の機関が発行した資格証明書で写真を貼り付けたもの
ア	<ul style="list-style-type: none"> □ 健康保険、国民健康保険若しくは船員保険等の被保険者証 □ 介護保険被保険者証 □ 共済組合員証 □ 後期高齢者医療被保険者証 □ 国民年金手帳 □ 基礎年金番号通知書 □ 国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書 □ 共済年金若しくは恩給等の証書 □ 印鑑登録証明書(発行日から6か月以内の原本)及び実印(申請書への押印が必要です) 				
イ	学生証、会社の身分証明書若しくは公の機関が発行した資格証明書で写真を貼り付けたもの				
5. 前回の旅券(パスポート)	有効期間内の旅券(パスポート)は必ずお持ちください。 確認のため失効している場合もお持ちください。				
6. その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上記書類では旅券作成に必要な事項が十分確認できない場合は、他の書類の提出を求めることがあります。 2. 居所で申請する場合は、住民票の写し(発行日から6か月以内のもの)及び居所が確認できる書類が必要です。(事前にお問い合わせください) 				

